

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について (議案第35号)

法人市民税の超過課税について定める標記の条例について、令和8年9月30日でその特例期間が終了するため、当該期間を5年間延長するもの(単純延長)。(第2条)

○ 特例期間 (今回の改正部分)

令和8年9月30日まで → 令和13年9月30日まで

○ 税率 (変更なし)

- ・ 均等割 6万円～360万円(標準税率の1.2倍)
- ・ 法人税割 8.2%

※ 資本金等の金額が1億円以下で、かつ、法人税額1,000万円以下の法人は、6%(標準税率)を適用

○ 施行期日 公布の日

(担当)

財政・変革局税務部税制課 喜多川・赤尾

TEL 093-582-2030